

平成26年3月14日策定

平成30年4月1日改定

令和5年4月1日改定

令和7年4月1日改定

いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止基本方針(御殿場市立富士岡小学校)

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

いじめの具体的行為や表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなことや恥ずかしこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめの防止などの対策のための組織

<生徒指導委員会対策委員会（以下、委員会）>

月 1 回全職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び、共通理解・共通行動についての話し合いを行う。

<いじめ防止対策委員会（以下、いじめ防止委員会）>

構成員：校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭

<拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）>

構成員：いじめ防止対策委員＋P T A会長・副会長、スクールカウンセラー、学校教育相談員、御殿場警察署員

4 いじめ防止などのための対策

1) 人権教育の推進

①道徳教育の充実

- ・道徳教育全体計画の中に「いじめ防止」に関わる内容を洗い出し、A『善悪の判断』 B『親切・思いやり』 C『公正・公平』 D『生命の尊さ』等の価値項目の指導を充実させる。

②人間関係づくりプログラムを計画的に実施する

- ・人との関わり方をトレーニングしたり、その中で自尊感情を育んだりするために人間関係プログラムを年間計画に組み入れ実践していく。
 - 4月：出会いのプログラム
 - 6月：上手に相手の話を聞くスキル
 - 9月：自分の考えや意見を伝えるスキル
 - 12月：自分の気持ちをコントロールして対応するスキル

2) 子どもの自主的活動の場の設定

①交流活動の充実

- ・子どもたちが学級、学年集団を超えて互いに理解し合い学び合う態度を育成するために、スマイルキッズペア活動を月 1 回（または学期に 2 回程度）実施する。その中で、お互いのこと（楽しいこと、困っていることなど）を話す機会を設ける。

②福祉活動、J R C 活動の実施

- ・ボランティア活動やリサイクル活動などを通して自己有用感を育んだり、障害を持つ人との関わりを通して人権について考える場を設定したりする。また、J R C 活動の目標である「気付き、考え、行動する」心を育てる。
- ・福祉体験学習（福祉講演会、J R C 活動等）を教育課程の中に位置付ける。

3) 保護者や地域への啓発

①保護者との連携の強化

- ・P T A 総会でいじめの実態や指導方針、学校の取組などの周知徹底を図り、もし、子どもの様子に変化が見られたり、いじめに関する情報を得られたりしたときには

直ちに学校に相談するよう啓発する。

- ・学年、学級懇談会で子ども同士の関わり方、いじめに関することなどを意見交換したり、授業参観においていじめに関する内容の道徳や人間関係プログラムなどを行い、学校の取組を理解してもらったりする場を設ける。

③地域との連携を図る

- ・「富士岡ふれあいの日」など地域の方に講師として学校に来ていただき、子どもたちと触れ合う機会を設け、子どもたちの実態を知ってもらう機会を計画的に設定する。

②地域ボランティア（富士岡っ子守る隊など）との連携

- ・朝の登下校状況で気になることを見かけた場合は、ためらわずに連絡をしていただくよう広報する。

4) いじめに関する教職員の研修

①本基本方針及び県いじめ対応マニュアルを活用した校内研修の実施により、いじめ問題について全ての教員で共通理解を図る。

②カウンセリングマインド（教育相談）研修の実施

全ての教職員を対象にしたカウンセラーなどによるカウンセリングマインドの向上を目的とした研修を行う。

③事例研究から学ぶ

- ・具体的な場面を想定し、職員会議や打合せなどで定期的な研修を行っていく。
- ・SCを活用して児童理解、人権教育に関わる研修を行う。

④児童と温かな人間関係を築き、児童と教員の信頼関係の構築に努める。

⑤インターネットを通じて行われるいじめへの対応

スマホ・ケータイ安全教室を使って、SNS や LINE の落とし穴、著作権、肖像権等の情報モラルを身に付ける指導の充実を図る。

⑥全ての児童に対して、発達支持的生徒指導を心掛け、指導を行う。挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを通して、子供の成長・発達を支える。

5) いじめの早期発見・早期対応

①子どもの実態把握を図る

- ・「いじめアンケート」を毎月 20 日を基準日として実施し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で、実態を分析し、対策を検討する。
- ・学期に一度、形式の違うアンケートを実施し、様々な視点から実態を分析し、指導・対策を行う。
- ・アンケート結果をもとに、学級担任と児童の面談を実施する。

- ・保護者との教育相談を実施する。7月の面談や毎週木曜日に設定している教育相談日の活用を図る。

②教育相談体制の充実

- ・学校教育相談員、スクールカウンセラーの来校する日を教育相談日とし、子どもが

困っていること、悩んでいることなどを気軽に相談することができる体制をつくる。

③教職員の日々の観察こそが大切

- ・「子どもがいるところには、教職員がいる」「師弟同行」を目指して、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。その中で「いじめはどの学級にもある」という認識で個や集団を見る視点を共有していく。また、日記や連絡ノートなどを活用し子どもたちが思いや気持ちを表現できる機会を設けていく。

6) いじめに対する措置

①【いじめの情報を受けた場合、子どもがいじめを受けていると思われたとき】

- ・問題を軽視することなく、すぐに管理職に報告し、「委員会」を開く。

②【いじめが確認された場合】

- ・すぐに委員会を招集し、今後の対応を早急に検討する。基本的には【正確な事実把握】⇒【指導体制、方針決定】⇒【子どもへの指導・支援、保護者との連携】⇒【今後の対応】の流れで対応していく。

a 正確な事実把握

当事者双方、周りの子どもから短時間で正確な情報を聞き取るために、複数教員で個々に聞き取る。保護者対応は、必ず複数教員で行う。聞き取り後、情報を共有し、正確な事実把握に努める。

b 指導体制、方針の決定

指導のねらいを明確にし、全教職員の共通理解を図る。教育委員会、関係機関との連携を図る。

c 子どもへの指導・支援、保護者との連携（下記③、④参照）

d 今後の対応

継続的支援、指導を確認する。カウンセラーの活用も含め心のケアにも配慮する。また、学校体制を見直し、心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校経営、学級経営を行う。

③いじめられた児童・保護者への配慮

基本的には、常に寄り添った支援、指導を心掛ける。

【児童】

- ・事実確認と共に、まずつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定に努める。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ・状況により、いじめられている子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後などにおいても教職員が常に目が届く体制作りを行う。

【保護者】

- ・発見したその日に、家庭訪問などで保護者と面談し事実関係を伝える。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ち、不安な気持ちを受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら解決の方向に向かって取り組むことを伝える。

- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

④いじめた児童・保護者への処置

【児童】

- ・具体的ないじめの内容を確認する。
- ・いじめた気持ちや状況について十分に聞き、子どもの背景にも目を向ける。
- ・毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させるように指導する。
- ・反省したことを行動に示すように指導する。

【保護者】

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・理由はどうであれ「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、家庭での指導を依頼する。

⑤いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはしない。いじめが解消されている状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これからの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）・いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと |
|--|

7) 重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

②重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

- ・いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。（子どもが自殺を企画した場合、身体に重大な障害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品などに重大な被害を被った場合など）
- ・欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- ・子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

③重大事態発生時における対応

a 児童対応（担当：生徒指導主事）

・臨時全校集会などの開催

児童の動揺を防ぐこと、正常な教育活動を行うこと、当事者（児童、保護者）の心情、背景などを十分考慮し、集会の開催の有無を決定する。集会を行う場合は、何をどのように伝えるか、その後の対応をどうするかを十分共通理解した上で実施する。ショックを受ける子どもたちが出ることも考えられるのでスクールカウンセラーなどとの連携をとっておく。

b 保護者対応（担当：教頭）

・臨時保護者会の開催

【趣旨の説明】子どもの安全、安心を第一に考え、よりよい方向に導くという学校と保護者が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図ること

【情報の提供】全ての子どもや保護者の心情、背景など教育的な配慮の下、正確な情報を伝え、共有する。

【対応策の提示】今後の方針や体制などの具体的な対応策の提案、保護者に協力を求める具体策の協議をする。

c 報道機関対応（担当：教頭）

取材要請があった場合は、教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。また、子どもの動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、報道機関の校内への立ち入り、取材場所、時間などに留意する。取材要請が多い場合は、記者会見で対応する。回答に当たっては、不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。あいまいな回答はしない。

d 警察対応（担当：教頭）

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した場合は、警察に相談し、連携して対応する。子どもの生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに警察へ通報するなど適切な援助を求める。

8) いじめ対応の流れ

